

令和6年横瀬町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日(月) 午前10時から10時25分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	渡部希生

7. 会議の概要

議長 皆さん、おはようございます。お疲れさまでございます。ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定いたします議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

1番 武藤量司委員、2番 浅見明仕委員のご兩名にお願い申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第2号番号1につきまして事務局から説明を求めます。

事務局 議案第2号番号1について説明いたします。

議案第2号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります7筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は5,696平方メートルとなります。

申請地の場所ですが、4ページ目、5ページ目にごございます、案内図1及び案内2の中で図示した場所になります。案内図1で番号①、案内図2で番号②から⑦までの場所を示しておりますが、いずれも宇根地区になりますので、案内図上でご確認いただきたいと思います。なお、案内図に記

載した①から⑦までの番号は、議案書の備考欄に記載した番号と対応しております。

議案書に戻りまして、申請人について説明いたします。譲受人は、横瀬町の観光産業振興のために活動している一般社団法人です。なお、譲渡人については、所有者、相続権者含め7名いらっしゃいますが、後ほど筆ごとに説明いたします。

申請理由は、案内図番号①は、シバザクラ開花時期の臨時駐車場への案内所及び臨時駐車場として。案内図番号②から⑦はシバザクラ開花時期の臨時駐車場として利用するため、農地の一時転用をしたいとの申請でございます。権利の種類は、7筆全て賃借権の設定となっております。

続きまして、筆ごとに説明いたします。

案内図番号①の農地は、台帳地目、現況地目ともに畑となっており、面積は1,697平方メートルのうち392平方メートルの申請です。譲渡人は、町内在住の方1名です。

案内図番号②の農地は、台帳地目、現況地目ともに畑となっており、面積は1,798平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方1名です。

案内図番号③、④、⑤の農地は、3筆とも台帳地目、現況地目ともに畑となっており、面積は合わせて1,801平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方と秩父市在住の方の2名です。

案内図番号⑥と⑦の農地は、2筆とも台帳地目、現況地目ともに畑となっており、面積は2筆合わせて1,705平方メートルです。譲渡人は、神奈川県横浜市、埼玉県川越市及び東京都武蔵野市に在住する3名です。

今回一時転用申請した農地5,696平方メートルと農地以外の臨時駐車場を含めた全体の計画面積は1万3,868平方メートルとなっております。

農地区分についてですが、案内図番号①の農地は300メートル以内に駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地であることから、第3種農地と判断されます。

そのほかの案内図番号②から⑦の農地については、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。お世話になっております。

上程されました議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月22日午後3時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、秩父地域恒例の事業であり、シバザクラまつりの臨時駐車場として一時転用申請するものであります。

シバザクラの開花時期には、多くの観光客が秩父地域を訪れることから、交通渋滞対策として農地地権者7人から7筆の農地を借り入れ、7か所に臨時駐車場を設けて約2か月間、開設するものであります。毎年のものでありますので、周辺の農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 上程されました議案第2号番号1について所見を申し上げます。

2月22日午後3時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。この申請は、毎年実施しておりますシバザクラまつりの交通渋滞緩和対策として行われている、案内所及び臨時駐車場としての一時転用であります。

このようなことから、特段問題はなく、周辺農地に及ぼす影響も少ないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑のある方は挙手をもってお願いします。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第2号番号1につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達する

ことに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号番号2につきまして事務局から説明を求めます。

事務局

議案第2号番号2について説明いたします。

議案第2号番号2の農地の地番は、議案の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は雑種地で、台帳面積は8.43平方メートルです。譲受人は、東京都港区の法人で、譲渡人は横瀬町在住の方であります。申請理由はワイン工場で、権利の種類は所有権の移転となっております。6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央下部にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、琴平農園より東およそ60メートルのところが申請地になります。

この農地について所有権の移転を行い、譲受人である法人が一体利用地を含めた敷地にワイン工場を建築したいとの転用申請でございます。申請書や事業計画書にも記載されているとおり、申請地近辺にブドウを植樹している譲受人が、ワインの生産から販売まで、一貫して業務を行う目的で提出されたものです。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員、お願いします。

石黒推進委員

農地利用最適化推進委員の石黒です。上程されました議案第2号番号2農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月23日午後5時半頃、現地確認を行いました。日程の都合が合わず各自で現地確認をし、補助委員の村越農業委員と協議をしました。

場所は、琴平農園東約60メートルのところが申請地となります。

先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人である法人が、町内で栽培しているブドウでワインを生産するため転用申請を行い、ワイン工場を建築するものであります。

事業計画等に記載されているように、今後の業務の効率化を図るため

あれば、転用はやむを得ないと考えられますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番 村越委員、お願ひします。

村越委員 補助員の村越です。上程されました議案第2号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月22日午前10時頃、現地確認を行い、石黒推進委員と協議しました。

申請地につきましては、周辺に農地もありますが、事業計画書等に記載されているように利用されるのであれば、周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 補助委員の説明を終わります。

続きまして質疑に移ります。

武藤委員。

武藤委員 この方は、地域おこし支援隊で来ている、ブドウ栽培している方ですか。

議 長 事務局。

事務局 おっしゃるとおりです。

議 長 もう既にブドウを植樹して、畑でやっているということ。

何年ぐらいやっているのですか。

事務局 3年目に入るところです。

議 長 ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議 長 お諮りいたします。

上程中の議案第2号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号番号3につきまして事務局から説明を求めます。

事務局 議案第2号番号3について説明いたします。

議案第2号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、台帳面積は450平方メートルです。

譲受人は秩父市在住の方で、譲渡人は横瀬町在住の方であります。

申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

7ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所はこの地図の左下にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅より南西およそ260メートルのところが申請地になります。

本申請は、申請人が現在居住する賃貸が手狭となり、今後の安定的な生活を送るために、この農地について所有権の移転を行い、自己用住宅として転用したいとの転用申請でございます。

農地区分は、申請地が300メートル以内に駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地であることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第2号番号3農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月22日午後3時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬駅の南西約260メートルのところにあります。

申請地は譲受人が賃貸では手狭となり、今後の安定的な生活を送るために転用申請を行い、自己用住宅を建築したいとのことであります。

周辺には農地もありますが、駅からも近いことや周辺に住宅が多い点から見ても、転用はやむを得ないものと判断されます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員3番、八木原委員、お願いします。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第2号番号3について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、2月22日午後3時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。

申請地につきましては、自己用住宅であれば周辺農地に与える影響も少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

浅見委員。

浅見委員 隣の畑である〇〇さんの同意書みたいなのは、いつもここについていたと思うのですが、今回はないのは何か。私の質問が適切かどうか分かっていないのですけれども。日陰になってしまうのかなど、この間見に行ったときに思ったのですけれども、いかがなものでしょうか。

議長 答えられますか。

事務局 ご指摘のとおり、隣接農地の場合、同意書をいただくケースがあつたりなかったりというケースのこともありますので、今回、追加で確認を取りまして、県の判断・指導等も仰いだ上で必要ということであれば、後からでも提出いただくような形で話をしたいと思ひます。いずれにしても、まず農地所有の隣の所有者の方につきましても、役場としても存じ上げていますので、確認を取った上で事務手続を進めさせていただきたいと思ひます。

以上です。

浅見委員 前回、隣のときにはあつたような気がするのです。

議長 ほかに質疑はございませぬか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第2号番号3につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よつて、議案第2号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、議事録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長におい

て整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして本日の委員会は閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時25分)